提出書類一覧

No	提出書類		留意事項
1	産業廃棄物搬入承認申請書		○法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印して下さい。 ※搬入者コードは、現在お持ちの承認書に記載されています。 ※業種名は「日本標準産業分類(総務省)」の細分類を記入してください。
2	適正搬入申出書		○ 代表者印を押印してください。【廃棄物の種類により様式が異なります。】
3	現在事項全部証明書		○ (商業登記簿謄本) 発行から 3 ヶ月以内の原本 を提出してください。 注1)申請者住所と排出事業場が異なる場合、別に事業場の所有権を有する事の証明書類が必要
4	性状分析証明書		○【別紙1】に示す項目について分析した証明書で 3ヶ月以内 に発行されたものを提出してください。【汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さいを取り扱う場合】
5	産業廃棄物処分業許可証(写)		○ 許可内容が裏面に及ぶ場合は、裏面もコピーして提出してください。
6	【自己運搬の場合】自動車検査証 の写し(電子車検証の場合、自動 車検査証記録事項の写)		○ ディーゼル規制適合車であることを確認してください。※粒子状物質減少装置を装着している場合は、装着証明書の写しも提出してください。
7	自己運搬で空車計量が必要な場合	東京都埋立処分場産業 廃棄物搬入車両の車両 重量計量申請書	 ○ 空車計量が必要な車両は、脱着装置付車両、車両総重量が10 t 以上の車両、補強等をした車両です。 ※脱着装置付車両を使用する場合は、使用するコンテナ等を特定するための表示をつけた上で、空車計量を行ってください。複数のコンテナ等を使用する場合は、コンテナ毎に空車計量が必要になります。詳しくは受入担当と事前に相談してください。 ○ 事前に所要事項を記入の上、写真を添付した車両計量重量申請書及び車両重量計量票を中防産廃受付ゲートに持参し、空車重量を計量して更新申請時に提出してください。 ○ 前回の申請時に使用した車両計量重量申請書と車両重量計量票の写しでも可としますが、計量日が3年以内のものに限ります。
		車両重量計量票	○ 都埋立処分場で計量済みのもの
8	収集運搬業者の許可証の写し		○ 収集・運搬を委託する場合は委託先の収集運搬業者の許可証の写し。 ※自己運搬する場合でも、自社の収集運搬業の許可証の写しが必要です。
9	契約者リスト		○ 同封した様式のほか、同様の内容が記載されていれば独自様式でも結構です。○ 住所の記載された電子データの様式は貴社独自のもので結構です。また、文書でしか提出できないときも独自の様式で結構です。
10	産業廃棄物処理フロー図		○ 同封した書類のほか、同様の内容が記載されていれば独自様式で結構です。
11	写真【写真貼付台紙】 ①処理設備本体 ②廃棄物の破砕等処理前後		○ 現在使用している状態の破砕機等 設備本体 及び 歯 の写真 ○ 搬入申請する廃棄物(品目毎) の破砕等の 処理前 と 処理後 の写真 ※ 廃棄物の写真は処理後の大きさが分かるようスケールをあてて写してください。
12	産業廃棄物処分業実績報告書 の写し(直近のもの)		○ 処分業の様式その1、その2の写しを提出してください。
13	レターパック 又は 返信用封筒と切手		○返信先住所を記入したレターパックか、A4サイズ対応の封筒(角形2号) に、210円(副本等の重量分)の切手を貼付してください。 ※承認書、搬入カード他、注意事項等の必要なご案内をお送りいたします。

注1)証明書に記載がない場合、申請者と事業場の関係が客観的に確認できる書類(例:事業場の賃貸借契約書や公共料金の領収書等の写し)

★問合せ先★

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 受入担当 Tel 03-5388-3588 (直通) Fax 03-5388-1381